

関 係 各 所 属 長 殿

有 効	令和9年3月31日まで
企画第二係	

交 通 部 長

自転車マナーアップモデル校の指定に伴う各種取組の推進について（通達）

自転車利用者の交通ルール遵守の徹底と交通マナーを向上させるため、「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の更なる推進について（通達）」（令和4年2月22日付け佐本交企発第24号ほか）に基づき、諸対策を推進中であるところ、高校生の自転車安全利用に資するため、下記のとおり「自転車マナーアップモデル校（以下「モデル校」という。）」を指定することとしたので、関係警察署は、管内のモデル校と連携の上、効果的な取組を推進されたい。

記

1 施策の概要**(1) 目的**

自転車を利用する高校生自らが、自転車のルール遵守とマナーアップのための様々な取組を実施することにより、全ての自転車利用者の安全意識の高揚を図り、自転車に関係する交通事故を防止するもの（平成24年から毎年県内の高等学校6校を指定）

(2) 自転車マナーアップモデル校

- ① 佐賀西高等学校 （中部地区）
- ② 致遠館高等学校 （中部地区）
- ③ 鳥栖高等学校 （東部地区）
- ④ 武雄高等学校 （西部地区）
- ⑤ 伊万里実業高等学校 （西部地区）
- ⑥ 唐津商業高等学校 （北部地区）

(3) 活動期間

指定書交付の日から令和9年2月28日（日）まで

2 指定書の交付**(1) 交付要領**

各モデル校を管轄する警察署は、モデル校と打合せの上、指定書交付式の実施

日を決定し、本職名による指定書を交付すること。

(2) 交付日及び交付場所

交付日は、自転車月間である5月中に設定すること。

交付場所は、警察署、幹部派出所、交番、モデル校など、モデル校と打合せの上決定すること。

(3) 交付式の交付者は警察署長、被交付者はモデル校の生徒代表とし、引率教諭の陪席についても調整すること。

なお、業務の都合等で警察署長が交付することができない場合は、代理の者が対応しても差し支えない。

3 各種取組の実施と支援

(1) 取組の実施

モデル校との連携を密にし、特に次の取組を実施すること。

ア 重点的な自転車街頭指導の実施

毎月20日の「県民交通安全の日（自転車のルール遵守とマナーアップの日）」等の通勤・通学時間帯における自転車街頭指導については、自転車指導啓発重点地区・路線及びモデル校周辺での活動強化に配慮すること。

イ 効果的な自転車教室の開催

各モデル校には、交通企画課においてスケアードストレイト方式による自転車教室の開催を予定しているため、モデル校において交通講話などを実施する場合は、同教室の開催を踏まえ、学校及び交通企画課と連携を図ること。

(2) 取組の支援等

ア 活動の提案

モデル校に対しては、学業や部活動に支障のない範囲での活動を依頼しているものの、過去の活動実績を見ると、学校独自の積極的な取組は少なく、活動は低調であることから、モデル校の指定を形骸化させないためにも、活性化に向けた提案等に努めること。

イ 情報提供等

モデル校（生徒指導担当教諭）とは、良好な関係を構築し、管内の交通事故情報の提供や立しろう活動の支援について依頼があった場合は、必要な支援等を行うとともに、効果的な広報についても助言すること。